

## 武豊町ごみ指定袋原稿作成基準

### 1 掲載位置及び掲載枠数

- (1) 掲載位置については、原則、指定袋の下部とする。ただし、指定袋のレイアウトによってはこの限りではない。
- (2) 掲載枠数は2組とする。

### 2 広告物のデータ

- (1) 使用することのできる色は、武豊町の指定する1色とする。
- (2) 指定袋大、指定袋中、指定袋小、指定袋特小のデザインは、同一とする。
- (3) ファイルの保存形式は、png又はjpegとし、指定袋の印刷原稿として組み込んだ場合に、文字や画像が鮮明に読み取れるものとする。(概ね100キロバイトから1メガバイトの範囲とする。)
- (4) データ提出後の訂正は、広告主においてデータを訂正後、再提出すること。
- (5) 広告であることを告知するため、広告欄の右上に下記のロゴを入れることとする。

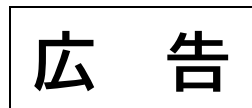
#### 指定袋大(45リットル)

(概ね縦20ミリメートル、横50ミリメートル、フォントサイズ28)



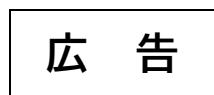
#### 指定袋中(30リットル)

(概ね縦15ミリメートル、横37ミリメートル、フォントサイズ24)



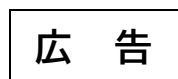
#### 指定袋小(20リットル)

(概ね縦12ミリメートル、横30ミリメートル、フォントサイズ16)



#### 指定袋特小(10リットル)

(概ね縦10ミリメートル、横25ミリメートル、フォントサイズ14)



(注) 「広告」の文字はUDゴシック体又はこれに準ずるフォントとする。